

農業だより

令和8年度経営所得安定対策に関する交付申請について

令和8年度新庄市経営所得安定対策について下記の日程で実施する予定ですのでご確認ください。本申請については、正式な通知を5月中旬に生産の目安及び面積換算通知書(決定通知書)とともに送らせていただきます。

1. 申請日 **5月21日(木)～6月19日(金)**
2. 申請場所 市役所 **東庁舎2階201・202会議室**
※申請がないと交付金を受け取れません。必ず期間内に申請をお願いいたします。

令和5年度から7年度に「畑地化促進事業」に申請いただき、「定着促進支援」について分割払い(2万円/10a×5年間)を選択した方については申請年度から**5年間は出荷・販売、そして交付金の申請が必要**になりますのでご注意ください。

【参考】

- ・令和5年度に分割払いで申請された方→令和5年度～令和9年度まで申請が必要
 - ・令和6年度に分割払いで申請された方→令和6年度～令和10年度まで申請が必要
 - ・令和7年度に分割払いで申請された方→令和7年度～令和11年度まで申請が必要
- ※令和8年度に畑地化を申請された方についても、国から採択の通知は出ておりませんが申請が必要です。

【お問い合わせ先】新庄市農業再生協議会事務局(TEL:29-5835)

令和8年山形県山火事予防運動を実施しています

山形県では「令和8年度山形県山火事防止運動」を実施しています。融雪期を迎え、これから空気の乾燥や季節風などにより山火事の発生しやすい時期となりますので、火の取り扱いには十分に注意していただきますようお願いいたします。

山形県山火事防止運動

- (1) 全国統一標語 「山火事を起こすも防ぐも私たち」
- (2) 実施期間 令和8年4月1日(水) ～ 令和8年5月31日(日)
集中運動期間 令和8年4月20日(月) ～ 令和8年5月8日(金)
- (3) 啓発事項(スローガン)

- ① 枯れ草などがある場所では、たき火をしないこと。
- ② やむを得ず、たき火など火を使用する場合は、火気のそばを離れず、使用後は完全に消化すること。
- ③ 強風時、乾燥時にはたき火、火入れをしないこと。
- ④ 火入れを行う前に、必ず市町村長の許可を受けるとともに、十分な実施体制をとること。
- ⑤ たばこは、指定された場所で喫煙し、吸い殻は必ず消すとともに、投げ捨てはしないこと。
- ⑥ 火遊びはしないこと。

【お問い合わせ先】新庄市農林課 農村・森林振興係(TEL:29-5837)

米価下落に備えるため経営安定対策を検討しましょう！

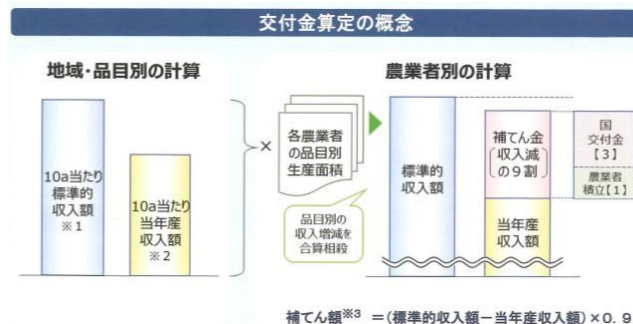
令和6年から令和7年にかけて、各地で米の買い占めと品薄が発生し、米の価格が全国的に高騰した「令和の米騒動」という社会現象が起きました。今後は、「米余り・価格崩落」のリスクが懸念されておりますので、経営安定対策や生産方法の見直しを行いましょう。

※必ず米余り・価格崩落が発生する確証はございません。

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金

(概要)

米・畑作物の価格が下落した際等の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。※通称・・・ゲタ・ナラシ対策



(加入できる条件)

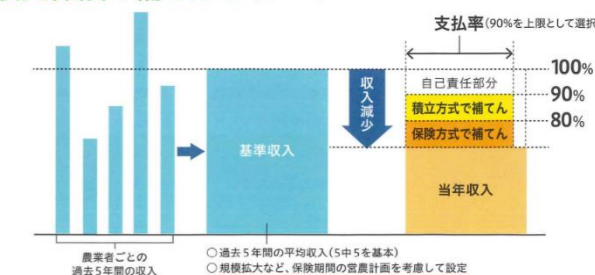
認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者

収入保険

(概要)

自然災害による収量減少だけでなく、価格低下や病気・ケガなどによる経営全体の収入減少を幅広く補償する保険制度です。

収入保険の補てんのイメージ



(加入できる条件)

青色申告を行っている農業者

◎農業経営改善計画の認定手続きについて(認定農業者)

【認定要件】

- 計画が市の農業経営基盤の強化促進に関する基本構想に照らして適切なものであること
具体(例)・・・所得目標が概ね400万円
- 計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること
- 計画の達成される見込みが確実であること

【手続き】

- ① 相談(市農林課、JA 新庄市、JA おいしいもがみ 等)
- ② 農業経営改善計画書の作成・提出
(添付書類)令和7年度の申告書(収支内訳書・青色申告収支決算書含む)、同意書 等
- ③ 審査会の開催
※本人の出席は必要ありません。
- ④ 認定書及び認定した計画書の郵送
※不認定になった計画は理由を付した文書を発送します。

【その他】

ゲタ・ナラシ対策については、経営所得安定対策の申請時まで認定を受ける必要があります。

【お問い合わせ先】新庄市農林課農業ビジネス創造係(TEL:29-5836)

水田活用の直接支払交付金における5年水張りルールの変更について

令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めないこととなり、令和7年度・8年度において「連作障害を回避する取組」を行った場合、水張りをしなくても交付対象となりました。

令和4年～7年度に取組を行っていない方については令和8年度中に取組を行っていただく必要があります。取組が確認できない農地は、令和9年度以降交付対象外農地になってしまいますので十分ご注意ください。

現行の「水田活用の直接支払交付金」におけるルールの変更内容

現行ルール	変更後ルール
令和4年～8年度の間に、 ● 水稲作付 又は ● 1カ月以上の湛水管理 (かつ、連作障害による収量低下等の発生が確認されていないこと)	令和4年～8年度の間に、 ● 水稲作付 又は ● 1カ月以上の湛水管理 又は ● 連作障害を回避する取組 (令和7年度又は8年度取組のみ)

※令和4～6年度にすでに水稲作付又は1か月以上の湛水管理に取り組んだ方は、令和7年度又は8年度の取組みは必須ではありません。

※変更後ルールにおいては、1か月以上の湛水管理を実施した場合、連作障害による収量低下が発生していないことの確認は求めないこととします。

※「連作障害を回避する取組」は、令和7年度又は令和8年度における取組が対象です。

連作障害を回避する取組とは

- 土壌改良資材・有機物(堆肥、鶏糞、もみ殻等を含む)の施用
- 土壌に係る薬剤の散布
- 後作緑肥の作付
- 病害虫抵抗性品種の作付

【具体例】
・最適な土壌pHに矯正するため、播種前に苦土石灰を施用
・土づくりに向け、播種前に発酵鶏糞を施用 など

肥料の散布量等については、最寄りのJAや肥料の購入先にお問い合わせください。

取組の確認方法について

- 「1カ月以上の湛水管理」を行う場合
かんがい期間中の取組となります。取り組む際には、市再生協議会にご連絡ください。一度現地確認させていただきます。1カ月後に再度現地確認を行い、水張りされていることが確認された場合、交付対象水田となります。
- 「連作障害を回避する取組」を行う場合
降雪までの取組となります。取組を行ったことが分かる書類(作業日誌等)や作業に用いた資材の入手状況が分かる資料(購入伝票等)、作業の様子が確認できる写真を保管し、提出できるようにしておいてください。

【お問い合わせ先】 新庄市農業再生協議会事務局(TEL:29-5835)

令和8年6月期

農業用廃プラスチック・ビニールの回収日程について

○令和8年6月期の農業用廃プラスチック・ビニールの回収を下記の日程で行います。

回収日	回収時間	回収場所
6月17日(水)	9:00~11:00	新庄市農協 東部ライスセンター 前
	13:00~14:30	新庄市農協 仁間倉庫 前
6月18日(木)	9:00~9:50	もがみ中央農協 昭和支店 前
	10:00~10:50	もがみ中央農協 塩野米倉庫 前
6月19日(金)	9:00~11:00	もがみ中央農協 北部営農センター中央倉庫 前

※回収にかかる料金は、96円/kgです。

【注意事項】

1. 粗大ごみは受け付けません。
2. 土砂や汚泥を落とし、汚れの少ない状態で搬入してください。
3. 農薬容器やひも類、苗箱の破片等を同じ袋の中に混ぜないでください。
4. 農薬容器は、農薬を全て処分し容器内を水ですすぎ、袋に入れるかひもで持ち手等の部分をくくり、ひとまとめにしてください。(ひもでくる場合は5~6個程度が望ましいです)
5. 苗箱や肥料袋はビニールひもで束ね(袋に入れられない場合)、持ち運びやすくした上で搬入してください。(麻ひも、紙ひも等では回収できません)※苗箱が10枚を超える場合は、10枚でひとくくりにしてください。
6. 袋やひもでひとまとめにする際、計量の都合上、10kg前後の重さでひとまとめにしてください。
7. 袋に入れる場合は袋の口を縛った状態で搬入してください。
8. スムーズな処理を行うため、口座振替での料金支払いにご協力ください。

ご不明点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 新庄市農林課 農業ビジネス創造係(TEL:29-5836)